豊田市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号、以下「法」という。）の規定に基づき実施する確認制度に基づく指導監査（以下「指導監査」という。）について、必要な事項を定める。

（指導監査の対象）

第２条　この要綱による指導監査の対象は、法に定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「施設等」という。）とする。

（指導監査の方針）

第３条　指導監査は、法に基づく確認並びに同法に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費（以下「給付費」という。）の支給等に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、法令等に基づく適正な事業実施を確保することを目的として実施する。

（指導監査の種類）

第４条　指導監査は、指導及び監査で構成し、指導は集団指導及び実地指導により実施する。

（指導監査の体制）

第５条　指導監査は、指導及び監査を担当する複数の職員により実施する。指導の形態等に応じて監査班を編成するとともに、必要に応じて他の関係部署等と共同して実施する。

（集団指導）

第６条　集団指導は、施設等の設置者、施設長等を一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。

２　新たに確認を受けた施設等については概ね１年以内にすべてを対象とし、それ以外の施設等については、制度の改正や給付費の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じた時に、対象施設を選定して実施する。

３　集団指導を行う場合は、日時、場所及び予定される指導内容等について文書により施設等の設置者に通知する。なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、次回の集団指導への参加を促すものとする。

（実地指導）

第７条　実地指導は、法第１４条第１項に基づき行う。

２　実地指導は全ての施設等を対象に、定期的かつ計画的に実施する。なお、本市が認可権限又は認定権限を有する施設等においては、原則として豊田市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱に定める一般監査と同時に実施する。

３　実地指導を行う場合は、事前に期日、根拠規定、目的、指導職員の人数及び準備すべき書類等を施設等の設置者に文書で通知する。

また、指導を効率的に実施するため、施設等の設置者に対して事前に資料の提出を求めることができる。

４　実地指導を行った場合、実施場所等において、結果について施設等の設置者に対して公表を行う。

５　その他、緊急に指導を要する事項が発生した場合又は発生の恐れがある場合など、特に実施による指導が認められる場合に実地指導を実施する。この場合、第３項に定める事前の通知は省略することができるものとする。

（監査）

第８条　監査は、原則として以下の条件に該当する場合に、認可権者、その他関係機関等（「以下認可権者等」という。）と連携し、実施するものとする。その実施にあたっては、法第３８条第１項又は第５０条第１項に基づき行う。

（１）施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合

（２）施設等の給付費の請求に、著しい不正が疑われる場合

（３）意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

（４）上記のほか、施設等が法第３９条第１項各号、第４０条第１項各号、第５１条第１項各号及び第５２条第１項各号に該当することが疑われる場合

（指導監査の基準）

第９条　指導監査における公平性を担保するため、着眼点、関係法令、指導内容及び指摘区分等を内容とする指導監査基準を別に定める。

（指導監査結果の通知）

第１０条　指導及び監査結果の通知は、次の各号に掲げる区分にしたがって、当該各号に定める方法で通知する。

（１）実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、設置者等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書指摘事項に係る改善報告書の提出を、期限を定めて求める。

（２）違反の程度が軽微である場合又は違反について前号の指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、当該事項を口頭指摘事項とし、自主的な是正又は改善を行うよう口頭により指導する。

なお、施設等の設置者と指導の内容に関する認識を共有するため、口頭指摘事項についても指摘内容を記載した文書を交付するものとするが、改善報告書の提出は不要とする。

（３）法令又は通知等の違反は認められないが、法人等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項を助言事項とし口頭により伝達し、口頭指摘事項と同様に文書を交付するものとする。

（改善勧告等）

第１１条　指導監査にあっては、施設等に確認基準違反等が認められた場合、必要に応じて認可権者と連携を図りながら、法第３９条又は第５１条の規定に基づき、期限を定めて施設等の設置者に対して必要な改善を勧告する。

（情報共有等）

第１２条　指導監査結果の通知、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容並びに改善報告書の概要については、必要に応じて認可権者等に対して情報提供を行うものとする。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。